

入札心得

(趣旨)

第1条 公益社団法人富山県農林水産公社が発注する物品購入、リースの契約に係る競争入札を行う場合の取扱いについては、公益社団法人富山県農林水産公社会計規程（平成24年4月1日施行）その他法令に定めるもののほか、この入札心得（以下「心得」という。）の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、指名通知書、仕様書その他関係書類及び契約書等（以下「仕様書等」という。）を熟覧し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書等に疑義があるときは、入札日の前々日（一般競争入札にあっては、公告において定める日）までの間において、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、所要の事項を明記し、記名押印し、封かんしたうえ、入札者の氏名及び「入札書在中」と明記して入札箱に投函しなければならない。

3 入札者は、一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

4 指定した場所及び時刻までに投函しなかった場合は、棄権したものとする。

5 入札の執行を故意に妨害した入札者には、退場を命ずることができる。

6 入札参加者は、代理人をしての記名押印により入札させるするときは、その委任状を代理人に持参させなければならない。

7 入札参加者は、次の第1号から第3号に該当する者を入札の代理人とすることができない。また、第4号から第10号に該当すると認められる者は、定められた期間の間は入札の代理人とすることができない。

(1) 契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(4) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(5) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(6) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(7) 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査の実施に当たり公社職員の職務の執行を妨げた者

(8) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

(9) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つた者

(10) 入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

8 入札参加者以外の入札室への立ち入りは、禁止する。

(入札の辞退)

第3条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、前項の規定により入札を辞退しようとするときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、辞退したことを理由として以後の入札参加について不利益な取扱いを受

けるものではない。

- 4 指名競争入札を行う場合であって、入札参加者の辞退により、入札執行日において入札参加者が1人となったときは、入札の執行を中止するものとする。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の中止等)

第5条 入札参加者が独禁法等に抵触する行為その他不正若しくは不穩の行動をなし、又は関係職員が入札の適正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し、若しくは中止することがある。

(無効の入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札保証金の納付を必要とする入札について、入札保証金納付証明書の添付のない入札又は当該納付額が不足する入札
- (3) 入札保証保険契約を締結し入札保証金の納付が免除された入札について、入札保証保険証券の入札金額を超える入札
- (4) 記名押印のない入札及び入札金額を訂正し、その箇所に押印のない入札
- (5) 同一人の同一事項に対する2通以上の入札
- (6) 入札者が他の入札者の代理人を兼ねてした入札又は2人以上の入札者の代理を兼ねてした者の入札
- (7) 必要な記載事項を確認できない入札
- (8) 明らかに独禁法等に抵触すると認められる入札又は入札に際し、不正の行為があったと認められる入札
- (9) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (10) 再度の入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札
- (11) 前各号に掲げるもののほか、心得に定められた入札に関する事項に違反した入札

(開札)

第7条 開札は、入札場所において、入札後直ちに、入札者立会いのうえ行うものとする。

(再度入札等)

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。

- 2 第6条の規定により初回の入札が無効とされた者及び初回の入札で失格となった者は、特別な事情があると認められる場合を除き、再度の入札に参加することはできない。

(落札者の決定)

第9条 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合においては、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて、落札者を決定する。

(契約の締結)

第10条 落札者は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して5日(富山県の休日を定める条例(平成元年富山県条例第1号)第1条第1項に規定する休日(以下この項において「休日」という。)を除く。)以内に契約を締結しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。
- 3 落札者が契約を締結するまでの間に、公社又は富山県等から入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。

(異議の申立)

第 11 条 入札参加者は、入札後、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(随意契約を行う場合の取扱い)

第 12 条 役務について随意契約を行う場合は、第 6 条第 2 号、第 3 号及び第 9 条の規定を除き、心得に準じて取扱うものとする。

- 2 前項の場合においては、予定価格の制限の範囲内で見積りをした者の中から採用者を決定するものとする。

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは 関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している